

総務省政策会議 議事要旨

日時 平成22年3月2日（火）8時15分～9時5分

場所 衆議院本館 二階 第十四控室

- 議題
- ① 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案
 - ② 放送法等の一部を改正する法律案
 - ③ 地方自治法の一部を改正する法律案
 - ④ 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
（内閣府より提出予定）
 - ⑤ 国と地方の協議の場に関する法律案（内閣府より提出予定）
 - ⑥ 平成22年版地方財政白書（案）

<主催者等あいさつ>

渡辺副大臣よりあいさつ

<主な意見・質疑>

◎ 内藤副大臣、小川政務官より資料に沿った説明（議題①～③及び⑥）後、出席者より質疑。

○ 放送法等の一部を改正する法律案に関して、通信と放送の融合が進展している中で、関係業界の方等にも今回の法律案は、情報通信法というような一つの法律ができると考えている方が多い。前回の政策会議の場でも、そういう趣旨で質問をしたところ、一本化ではないがこれで十分措置できるものである旨の説明をいただき、その後詳しい説明もいただいた。私も、一本化については、それぞれの法律の趣旨が大きく異なることから難しいと思っているが、世間の皆さんが誤解をされていると思われるところもあるので、今回の法律案が通信・放送の融合にきちんと対応したものであることを是非御説明いただきたい。

また、今回の法律案が通信・放送の融合に対応したものであっても、これとは別の課題もある。著作権の分野において、通信と放送の間では扱いが異なるので、コンテンツの流通促進を阻害している。私は欧州にいたことがあるが、少なくとも自分が聞いた範囲では、欧州では通信と放送で著作権の扱いが異なることはないとのことだった。通信と放送の融合という観点から、この点への対応について内藤副大臣の決意を伺いたい。

（内藤副大臣）

- ・ 1つ目の点については、しっかりと受け止めていきたいと思っている。私もできるだけ通信と放送の融合という時代を見据えて、一本化を目指した方がいいと思っていたが、現時点ではこれが精一杯。ただし、対処すべきところは今回の法改正で対処し得たものと自信を持って申し上げる。そのことに広く理解を求めていくためにも、原口大臣を筆頭に、政務三役から広く訴えていきたい。

- ・ 2つ目の点については、確かに通信と放送では著作権の在り方が異なり、コンテンツ流通の促進を阻んでいるという実態もある。この点については問題意識を持っており、政務三役で対処を推し進めている。問題の全てを解決するものではないが、例えばデジタル書籍の在り方については、文部科学省の中川副大臣と連携をして問題解決の論点整理を図っているところであり、近々皆さんにも披露したい。政治主導により省庁間の壁で立ち行かなくなっている問題の解決を図ってまいりたい。この問題については、改めてしっかりと受け取らせていただき、文部科学省と連携をしていきたい。

- 地方自治法の改正に関し、行政機関の共同設置について、詳しく説明して欲しい。中山間地域の自治体では、人力的に満足にサービスができない状況にあり、地元では、町村と県が共同して町村の事務を処理できるような連携の仕組みを模索している。今回の改正では、都道府県と市町村との間での共同設置もできることとなるのか。

(自治行政局長)

- ・ 都道府県と市町村との共同の仕組みとしては、すでに広域連合や一部事務組合、市町村から都道府県への事務委託など、既存のものがある。今回の改正は、今まででできなかった、例えば教育委員会や監査委員の事務局の市町村間の共同設置を進める趣旨であるが、県と中核市で保健所の共同設置を行う場合など、都道府県と市町村の間でも共同設置は可能となる。
- 現行でも都道府県と市町村の連携もあるとのことだが、過疎地域や中山間地域では、人力的に非常に厳しい状況にある。今ある制度に加え、都道府県と市町村とが連携することができる仕組みを検討いただきたい。

(小川政務官)

- ・ 貴重な御指摘ありがとうございました。
- ◎ 逢坂総理大臣補佐官より地域主権関連二法案について資料に沿った説明（議題④⑤）後、議題①から③及び⑥を含め、出席者より質疑。
- 国と地方の協議の場について、協議機関のアジェンダのレベルはどうなるのか。議論対象が、例えば「子ども手当」や「高校無償化」とあるが、どんな案件でも扱うのか。

(逢坂補佐官)

- ・ 法律では「重要な事項」と規定している。現時点では何をアジェンダにするか必ずしも決めていない。国と地方で話し合って決めていく。一方的に国が決めるものでなく広く考えている。対等である。国と国との国際間協議のように思っていた

ければよい。

- 前政権ではできなかったこと。改革をお願いしたい。

議員定数について、合併特例で緩和されているものの、議会改革も色々な改革が出てきている。問題は、議会が責任を持たないこと。シティーマネージャー制度や議員が執行部に入るような仕組みなど、議会が責任を持つ制度を検討していくべきである。

行政機関の共同設置について、民主党は基礎的自治体に重点を置くということであるが、事務を担っていけない町村もあり、そういうところはわざわざ町村長を置かないことを認めても良いのではないか。

(小川政務官)

- ・ 総務省では、議会のあり方などについてさらに議論を深めるための検討会議を開催している。議員を執行部に入れることについては、特区においても過去に要望があり、議会と長の関係を改めて整理し直すことについても、検討会議における主要なテーマとなっている。なお、長と議員については、憲法で直接公選とされており、これを踏まえる必要があるが、究極的には長の共同設置ということが考えられるかもしれない。議会の問題とも併せて今後の議論に反映させていきたい。

- 地域主権に関連し、義務付け・枠付けの見直しについて、地域に移譲したときの評価、効果をどのように測るのか、その方法を予め考えておく必要がある。

(逢坂補佐官)

- ・ 効果測定の際は、承りました。考えてみたい。ありがとうございます。

- 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案について、現行の法律が平成 22 年 12 月 31 日までで、5 年間延長するとのことだが、そもそもなぜ延長するのか。設備投資の時間がかかるからか、あるいは設備投資額が高額になったからか。国の施策によって放送局に対して設備投資を求めている経緯があり、放送局に物を言えなくなっているのではないか。

(長谷川政務官)

- ・ 最初から十分な期限を設けて法律を措置するという考え方もあったとは思いますが、施設整備にできる限り早く取り組んでいただくという趣旨で時限とした。現況を踏まえて延長させていただきたい。

- 議会のあり方について、議員が多いことがいけないという流れで削減が進んでおり、これが議員報酬にも影響し、報酬も減少している。これでは標準的な家庭を持つ議員が生活できず、立候補が少なくなるという問題につながっている。議員報酬のあり方についても検討が必要である。

(小川政務官)

- ・ この点も、来年審議いただく法案の内容を検討する会議の主要テーマの一つである。現在の議会は、都道府県の議会であっても市町村の議会であっても同様、議員の在り方も同様であった。議会についても選択の幅を広げて、例えば、報酬を充実して少数のプロの議員とする自治体があってもいいし、ボランティア的に、夜間などに議会を開催しサラリーマン等についても議員になれるようにする自治体があってもいい。地域の実情に応じた選択の幅の広い議会や議員の姿を描けるよう、検討したい。